

令和6年横審第46号

裁 決

遊覧船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和6年7月7日10時47分半僅か過ぎ

山梨県河口湖

2 船舶の要目

船種	船名	遊覧船A	モーターボートB
総トン数			0.9トン
登録長	6.30メートル		5.21メートル
機関の種類	ディーゼル機関		電気点火機関
出力	221キロワット		147キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船首寄りに風防で覆われた操縦区画を配するFRP製遊覧船で、同区画中央に操縦ハンドル及び操縦席、同ハンドル前方に計器盤、操縦ハンドル右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、旅客4人を乗せ、河口湖遊覧の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和6年7月7日10時42分同湖東部の棧橋を発し、河口湖北部に向かった。

a受審人は、周囲に船舶が多い水域を低速で北上し、それらと航過してから増速したのち、10時46分僅か過ぎ山梨県南都留郡富士河口湖町所在の標高840メートルの四等三角点小立（以下「小立三角点」という。）から109度（真方位、以下同じ。）1,040メートルの地点で、針路を319度に定め、21.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、10時46分半前方から大型の遊覧船（以下「大型遊覧船」という。）が接近する状況を認めた。

a受審人は、大型遊覧船の引き波を気にしながら、河口湖大橋の橋脚間を航過して河口湖北部へ向かうこととし、10時47分僅か過ぎ小立三角点から069度550メートルの地点に達したとき、右舷船首51度320メートルのところに、Bを視認することができ、このままの針路を保てば、Bの船首方を30メートル隔てて無難に航過す

る態勢であったが、右舷方を一べつして船舶を認めなかったことから、航行の支障となる他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、針路を331度に転じ、Bの前路に進出した。

こうして、a受審人は、10時47分半至近に迫ったBに気付き、機関を中立運転として左舵一杯としたものの、及ばず、10時47分半僅か過ぎ小立三角点から042度580メートルの地点において、Aは、船首が311度を向き、16.2ノットの速力となったとき、その右舷船首部がBの左舷船尾部に、後方から65度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の西北西風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央右舷寄りに操縦区画を配し、船尾に船外機を装備するFRP製モーターボートで、同区画中央に操縦ハンドル及び操縦席、同ハンドル前方に計器盤、操縦ハンドル右舷側にクラッチレバー、同ハンドル足下右舷側にスロットルペダルをそれぞれ備え、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日09時00分河口湖南部の湖岸を発し、同湖北部の釣り場に向かった。

b受審人は、釣り場に到着して漂泊しながら釣りをを行い、移動を繰り返して釣りを続けたのち、河口湖南部の釣り場に移動することとして河口湖大橋北方の釣り場を発進し、10時46分半僅か過ぎ小立三角点から053度1,030メートルの地点で、針路を246度に定め、16.2ノットの速力で、手動操舵によって進行し、大型遊覧船が自船の前方を左方に横切る状況を認め、その引き波に注意を向けながら続航した。

b受審人は、10時47分僅か過ぎ小立三角点から048度

770メートルの地点に達したとき、Aが、左舷船首56度320メートルのところとなり、自船の船首方を無難に航過する態勢から右転して自船の前路に進出する状況となったものの、大型遊覧船の引き波に注意を向けていてこのことを知らないまま、Bは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷船首部外板に亀裂等を生じたが、のちに修理され、Bは左舷船尾部外板に亀裂等を生じ、Aの旅客3人が頸椎捻挫、右足打撲傷及び左膝打撲傷等を、b受審人が頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、河口湖において、北上中のAと西行中のBとが衝突したもので、同湖が海上衝突予防法第2条に規定される海洋及びこれに接続する航洋船が航行することができる水域に該当しないことから、同法が適用されず、山梨県が富士五湖の水上における交通の安全と事故の防止を図ることなどを目的として定めた山梨県富士五湖水安全条例（以下「富士五湖条例」という。）によって律することになる。

両船は、互いに針路を横切る態勢で接近して衝突に至ったことから、富士五湖条例第3条第1項第2号の航法の適用が考えられるが、事実の経過で示したとおり、衝突のおそれのある見合い関係が生じたのち、短時間のうちに衝突に至っていて、Bが、Aが右転してBの前路に進出する状況となったことを知っていたとしても、通常の運航方法をもって避航動作をとる十分な時間的、距離的余裕があったとは認められないことから、本件に同条同項同号を適用するのは相当でない。

富士五湖条例第3条第2項には、船舶が他の船舶等に危険を及ぼすような速度と方法で航行してはならない旨が規定されており、Aが、至近

のところから針路を転じ、Bの前路に進出したことによって衝突に至ったものと認められることから、本件は、同条同項を適用して律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、河口湖において、北上中のAと西行中のBが互いに無難に航過する態勢で接近中、Aが、見張り不十分で、Bの至近のところから針路を転じ、Bの前路に進出したことによって発生したものである。

a受審人は、河口湖において、遊覧のために同湖北部へ向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷方を一べつして船舶を認めなかったことから、航行の支障となる他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、無難に航過する態勢であったBに気付かずに針路を転じ、Bの前路に進出して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Aの旅客3人及びb受審人をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月23日

横浜地方海難審判所

審判官 米 倉 毅